

半田市立幼保連携型認定こども園管理運営規則をここに公布する。

令和八年十月一日

半田市長 久世 孝 宏

半田市規則第三十八号

半田市立幼保連携型認定こども園管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市立認定こども園条例（平成二十六年半田市条例第三十一号。以下「条例」という。）第七条の規定に基づき、半田市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短時間利用児 条例第六条第一号に定める教育のため入園し、一日につき五時間程度こども園を利用する幼児（三歳児から五歳児までをいう。以下同じ。）

二 長時間利用児 条例第六条第二号に定める保育のため入園し、一日につき八時間程度又は十一時間程度こども園を利用する乳児（零歳児から二歳児までをいう。以下同じ）及び幼児

(入園資格)

第三条 こども園の入園資格は、次のとおりとする。

一 短時間利用児 半田市立幼稚園管理規則（昭和五十二年半田市教育委員会規則第五号。以下「幼稚園管理規則」という。）第十条に規定する入園資格を有する幼児

二 長時間利用児 半田市立保育所条例施行規則（平成十四年半田市規則第六号。以下「保育所条例施行規則」という。）第二条に規定する保育の実施基準を満たしている乳児及び幼児

(定員)

第四条 次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める定員とする。

一 短時間利用児 八十人

二 長時間利用児 一四九人

（入園、退園及び休園等の手続）

第五条 こども園の入園、退園及び休園等の手続については、次のとおりとする。

- 一 短時間利用児 幼稚園管理規則第十五条及び第十六条の例による。
- 二 長時間利用児 保育所条例施行規則第四条から第八条までの例による。

（階層認定）

第六条 市長は、教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「支援法」という。）第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）のうち長時間利用児の属する世帯の階層区分を保育所条例施行規則第九条第二項に規定する階層区分のとおりに認定するものとする。

（保育料の額）

第七条 こども園の保育料の額は、支援法第二十七条第三項第二号に規定する市が定める額として、次の各号に掲げる額とする。

- 一 短時間利用児 零円
- 二 長時間利用児 保育所条例施行規則第九条第三項から第七項及び第十二項の規定により算定する額

（保育料の徴収方法）

第八条 こども園の長時間利用児における保育料の徴収方法は、保育所条例施行規則第九条第十項に規定する徴収方法とする。

（保育料の免除）

第九条 こども園の長時間利用児における保育料の免除は、保育所条例施行規則第十条の例による。

（保育時間）

第十条 こども園の保育時間は、次のとおりとする。

- 一 短時間利用児 午前九時から午後二時まで
- 二 長時間利用児 保育所条例施行規則第十二条第一項の例による。

（休園日）

第十一条 こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休園日を設けることができる。

- 一 短時間利用児 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに幼稚園管理規則第十二条第一号から第四号までに規定する休園日

二 長時間利用児 保育所条例施行規則第十三条第一号から第三号までに規定する休日（教育及び保育の内容）

第十二条 こども園の教育及び保育は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき実施する。

（子育て支援事業の内容）

第十三条 条例第六条第三号に規定する子育て支援事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 子育てについての相談及び支援に関すること。
- 二 子育てについての情報収集及び提供に関すること。
- 三 子育て家庭の交流の場の提供に関すること。
- 四 その他子育て支援に関すること。

（子育て支援事業の利用対象者）

第十四条 子育て支援事業の利用対象者は、半田市内に在住する乳児、幼児及びその保護者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（教育委員会の意見聴取）

第十五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十七条第一項に規定する地方公共団体の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- 二 こども園の設置及び廃止に関すること。

（その他）

第十六条 この規則に定めるもののほか、こども園の管理及び運営について必要な事項は、保育所条例施行規則の例による。

2 前項の規定によるほか、こども園の管理及び運営について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 こども園の入園に関し必要な手続は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこれを行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前において、半田市立協和保育園に在園している乳児及び幼児並びに半田市立成岩幼稚園に在園している幼児は、施行日において半田市立成岩こども園に入園したものとみなす。ただし、半田市立成岩こども園への入園を希望しない者については、この限りでない。